

昭和二十三年厚生・農林省令第一号

大麻取締法施行規則

大麻取締法施行規則を次のように定める。
第一条 大麻取締法（以下「法」という。）第四

一 申請者の氏名及び住所
二 免許証の番号及び免許年月日
三 輸入し、又は輸出しようとする大麻の品名及び数量
四 輸出者又は輸入者の氏名又は住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
五 輸入又は輸出の期間
六 輸送の方法
七 輸入港名又は輸出港名

二 栽培地の数、位置及び面積
三 大麻研究者にあつては研究目的
四 免許を受けようとする者（免許を受けようとする者が法人であるときは、その業務を行う役員とする。）に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書
二 大麻研究者にあつては履歴書

第三条 法第六条の規定による大麻取扱者名簿に登録すべき事項は、左の通りである。
一 登録番号及び登録年月日
二 住所、氏名若しくは名称及び生年月日（法人については生年月日を除く。）
三 大麻栽培者又は大麻研究者の別

四 栽培地の数、位置及び面積又は研究目的
五 免許証の再交付の事由及び年月日
六 登録のまつ消の事由及び年月日
第四条 法第十条第一項に該当する場合においては、大麻取扱者は、免許証を添え、事由を書き申請しなければならない。
二 法第十条第二項に該当する場合においては、同項に規定する者は、免許証を添え一月以内に届け出なければならない。
三 法第十条第三項に規定する者が当該大麻を栽培し又は所持しようとするときは、大麻取扱者免許の申請をしなければならない。

第五条 法第十六条第一項に規定する大麻の譲渡の許可を受けようとする大麻研究者が、同条第二項の規定によつて提出する申請書に記載すべき事項は、次のとおりとし、その様式は、別記第二号様式とする。
一 申請者の氏名及び住所
二 免許証の番号及び免許年月日
三 譲り渡そうとする大麻の品名及び数量
四 譲渡先
五 譲渡しの理由

第六条 法第二十一条第一項の規定により麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が大麻を収去しようとするときは、収去証（別記第三号様式）を交付しなければならない。
第七条 法第二十一条第二項の規定により、携帯すべき身分を示す証票は、別記第四号様式とする。
第八条 法第二十二條の三第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 交付を受けた大麻の品名及び数量並びにその年月日
二 交付を受けた大麻につき、滅失その他の事故を生じたときは、当該事故に係る大麻の品名及び数量、その年月日その他事故の状況を明らかにするため必要な事項

附則（昭和二十八年四月九日厚生・農林省令第一号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日から適用する。
附則（昭和二十九年六月三日厚生・農林省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年三月二四日厚生省・農林水産省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二年八月一日厚生省・農林水産省令第二号）
この省令は、麻薬取締法等の一部を改正する法律（平成二年法律第三十三号）（同法附則第一条ただし書に規定する部分を除く。）の施行の日（平成二年八月二十五日）から施行する。
附則（平成四年五月一三日厚生省・農林水産省令第一号）
この省令は、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律（平成三年法律第九十三号）の施行の日（平成四年七月一日）から施行する。

附則（平成六年三月二五日厚生省・農林水産省令第一号）
この省令は、平成六年四月一日から施行する。
附則（平成十二年三月二四日厚生省・農林水産省令第三号）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附則（平成二十二年一月二二日厚生省・農林水産省令第四号）
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十八号）の施行の日（平成二十二年一月六日）から施行する。
附則（令和元年五月七日厚生労働省・農林水産省令第一号）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
附則（令和元年六月二八日厚生労働省・農林水産省令第三号）
（施行期日）
第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
附則（令和元年二月五日厚生労働省・農林水産省令第六号）
この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。
附則（令和二年二月二日厚生労働省・農林水産省令第一号）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
附則（令和元年七月一日厚生労働省・農林水産省令第一号関係）
別記第一号様式（第一条関係）

Table with 4 columns: 氏名, 住所, 登録番号, 登録年月日. It is a form for registration of hemp handlers.

別記第二号様式 (第五条関係)  
大塚 譲 渡 許 可 申 請 書

申請人	免許証の番号	種別	免許年月日	年	月	日
	大塚 譲 渡 氏名					
譲渡者	免許証の番号	種別	免許年月日	年	月	日
	大塚 譲 渡 氏名					
譲渡しようとする大塚 譲 渡 者						
譲渡しの理由						
上記のとおり、大塚を譲り渡したいので申請します。 年 月 日 大塚 譲 渡 地方厚生局長 職 務 氏 名						

(注) ① 用紙の大きさは、A4とす。

別記第三号様式

取 寄 附 票 免許の種類及び免許証の番号 氏名又は名称 住 所 取 寄 附 票 品 名 数 量 令和 年 月 日 取 寄 者 氏 名 職 務	番 号 取 寄 附 票 免許の種類及び免許証の番号 氏名又は名称 住 所 取 寄 附 票 品 名 数 量 大塚 譲 渡 者 二 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 取 寄 附 票 の 住 所 の 上 記 の よ う に 取 寄 付 票 令和 年 月 日 職 務
---	--

備考 ① 用紙の大きさは、A4とす。

別記第四号様式(第七号関係)

<p>第 号</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日迄</p> <p>大韓民国法政司官の職定による臨時職務の部</p> <p>年 月 日発行</p> <p>(申請書添付)</p> <p>現任労働者(地方厚生局又は製造所等) <input type="checkbox"/></p>	<p>写真および封筒</p>
---	----------------

第 二 条

この規則を施行する者は、大韓民国法政司官の職定による臨時職務の部  
 により出入労働又は従事を行う職務を有するもので、  
 大韓民国法政司官の職定による臨時職務の部  
 により出入労働又は従事をする場合には、その身分を証  
 する。 明する結果を費し、関係人の請求があるときは、これ  
 を覆すしなげなければならない。

第21条 現任労働又は製造所等、大韓の政 署に規定する場合は、就業資格のために認められた  
 種別の労働に必要があるときは、大韓労働者その 別の労働者から必要労働者を求め、又は大韓労働者  
 若しくは大韓労働者以外の職員に、職務、書証、  
 研究費その他大韓に認められる場合にあり、業務  
 の収支若しくは大韓労働者その他の労働者を徴収させ、  
 若しくは労働のため必要な最小労働者に限り大韓を  
 労働で従事させることができる。